

伊丹市社会体育等全国大会出場助成要綱

(制定平成 5 年 4 月)

(改正平成 9 年 7 月)

(改正平成 23 年 4 月)

(改正平成 26 年 4 月)

(改正平成 31 年 3 月)

(改正令和 4 年 4 月)

(改正令和 7 年 4 月)

(目的)

第 1 条 この要綱は、大会の出場を奨励するため、スポーツならびに文化関係の全国大会に出場する者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、スポーツおよび文化の振興に寄与することを目的とする。

(資格)

第 2 条 助成金の交付を受けることができる者は、本市に住所を有する者(ただし、文化関係については、児童・生徒に限る。)で、次の各号に掲げる団体等が主催または共催する全国大会のうち伊丹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認定した大会(以下「大会」という。)に出場する者および指導者とする。ただし、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する就学している者、及び身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に規定する身体障害者を除き、当該年度 1 回を上限とする。

- (1) 国または地方公共団体
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体またはこれに準ずる団体
- (3) 学校体育団体または学校文化団体

(助成金)

第 3 条 助成金の額は、大会出場 1 人につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 大会が北海道地方、東北地方及び九州地方で開催される場合
14,000 円
- (2) 大会が中国地方、四国地方、中部地方および関東地方で開催される場合
11,000 円
- (3) 大会が近畿地方で開催される場合
8,000 円

(交付申請)

第 4 条 助成金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、全国大会出場助成金交付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)を大会出場の前日までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、伊丹市立学校課外部活動に伴う兵庫県大会等出場助成要綱に基づく助成金との重複申請はできない。

(交付決定)

第5条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成金交付の可否および助成金の額を決定し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(請求)

第6条 助成金の交付決定の通知を受けた者は、大会出場助成金請求書（様式第2号（その1）もしくは様式第2号（その2）。以下「請求書」という。）により教育委員会に請求しなければならない。

(交付)

第7条 教育委員会は、前条の請求書を受理したときは、助成金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 助成金の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、大会終了後速やかに大会出場実績報告書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(返還)

第9条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、その助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

(1) 交付対象者が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。

(2) 教育委員会が不適當と認めたとき。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに行われたこの要綱による改正前の伊丹市社会体育等全国大会出場助成要綱による社会体育等全国大会の出場に係る助成については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成31年3月18日から施行する。

付 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。